別表七の二付表三　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成23年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（平成23年旧法第59条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により（平成23年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「連結欠損金個別帰属額（25の計）又は（別表七の二付表一「７の計」）」を「連結欠損金個別帰属額（25の計）又は（別表七の二付表一「７の計」）」に、「⑼」を「⑽」の各欄は、連結法人の連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（別表七の二付表一「７の計」）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（25の計）又は」を消すこと。

3　「当期控除額（(7)と(8)のうち少ない金額）又は（(7)と⑽のうち少ない金額）」を「当期控除額（(7)と⑽のうち少ない金額）」に、「⑾」を「⑿」の欄は、連結法人の連結親法人事業年度が平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（(7)と⑽のうち少ない金額）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（(7)と(8)のうち少ない金額）又は」を消すこと。この場合において、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、「連結欠損金個別帰属額からないものとする金額　⑾－⑽（マイナスの場合は０）」　⑿　の欄及び「控除未済連結欠損金個別帰属額の調整」の各欄は、記載を要しない。

4　「個別所得金額仮計（別表四の二付表「49の①」）　㉒」の欄は、震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算した金額を記載すること。

5　「当期控除額（(18)、(19)と㉒のうち少ない金額）又は（(18)、㉑と㉒のうち少ない金額）」を「当期控除額（(18)、㉑と㉒のうち少ない金額）」に、「㉓」を「㉔」の欄は、連結法人の連結親法人事業年度が平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（(18)、㉑と㉒のうち少ない金額）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（(18)、(19)と㉒のうち少ない金額）又は」を消すこと。この場合において、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、「連結欠損金個別帰属額からないものとする金額　㉓－㉑（マイナスの場合は０）」　㉔　の欄及び「控除未済連結欠損金個別帰属額の調整」の各欄は、記載を要しない。